

事 務 連 絡  
令 和 6 年 9 月 2 6 日

各 都道府県  
子どものための教育・保育給付ご担当者 様

こども家庭庁成育局保育政策課  
公定価格担当室

令和6年度子どものための教育・保育給付災害臨時特例補助金  
の交付申請について（変更）

平素より子ども・子育て支援施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。  
令和6年6月28日付事務連絡でお知らせした、「令和6年度子どものための教育・保育給付災害臨時特例補助金の国庫補助について」（令和6年6月28日付こ成保第647号こども家庭庁長官通知）及び「令和6年能登半島地震により被災した教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額の減免事業の実施について」（令和6年6月28日付こ成保第648号こども家庭庁成育局長通知）における補助金の交付申請、変更交付申請、事業計画の提出の締切日について、本事業が令和6年12月末まで延長されることとなりましたので、下記のとおり変更します。

各都道府県におかれては、内容について十分に御了知のうえ、貴管内市区町村への周知をお願いいたします。

#### 記

- 対象期間については、令和6年1月1日から令和6年12月31日までとする。
- 「令和6年度子どものための教育・保育給付災害臨時特例補助金交付要綱」の6の「別に定める日」は、令和6年11月22日とし、7の「別に定める日」は令和6年12月27日とする。
- 「令和6年能登半島地震により被災した教育・給付認定保護者に係る利用者負担額の減免事業実施要綱」の第4の「別に定める期日」は、令和6年10月25日とする。

【担 当】 こども家庭庁成育局保育政策課  
公定価格担当室給付第二係  
T E L 03-6858-0126  
E-mail:kouteikakaku.kyuufu2@cfa.go.jp